

令和 6 年 9 月 1 日

茨城県立水戸第二高等学校長 渡邊 剛

茨城県立水戸第二高等学校 教職員一同

不祥事根絶のための校内ルール

本校教職員は、日頃から学校教育に携わる者として、コンプライアンスを意識し、行動に責任を持ち、教育活動に専心しています。

しかし、残念ながら、県内外の教職員全員が同じ意識を持っているとは限らず、一部の教職員による不祥事が起こる度に、教育並びに教育公務員に対する信頼が失墜することは誠に遺憾です。本校教職員は、人権を尊重し、互いを信頼し合い、誇りを持って教育に取り組む教職員集団であり続けていきたいと強く願っています。

そのため、校内ルールをあえて明文化し、今後も本校に勤務するすべての教職員が共通認識のもとで行動し、不祥事が生じないようにすることを確認します。

【1】 生徒の個別指導に関すること

- ・生徒指導にあたる場合は、できる限り複数人で対応する。また、入り口の扉を開けておくなど、密室状態をつくらない。指導上、やむを得ない場合には、学年主任又は管理職へ事前に対象生徒・場所・時間等を知らせ、事後に結果を報告する。
- ・セクハラ、パワハラ等につながらないように言動に注意する。
- ・電話、メール、SNS 等による私的なやりとりはしない。

【2】 個人情報・私用スマートフォンの取扱い等に関すること

- ・個人情報を含むものは原則持ち出しをしない。やむを得ず自宅へ持ち帰るときは管理職に了解をもらい情報資産持出記録台帳へ記載する。学校から持ち出す場合には、車内に放置したりしない等、適切に取り扱うこと。
- ・氏名の入ったデータは USB メモリでは持ち出せない。教育情報ネットワーク内の個人ドライブに保存して持出することは可能であるが、管理職に了解をもらい情報資産持出記録台帳へ記載する。
- ・複数人に一斉メールを送る場合には、BCC を使って行う。また、誤送信を防ぐために、送信前にメールアドレス、添付ファイルを複数名で確認する。
- ・私用スマートフォンは、やむを得ない場合以外は、教室では使用しない

【3】 交通に関すること

- ・緊急の救急業務以外では、生徒を自家用車へ同乗させない。
- ・飲酒する場合は車を使用しない、車を使用している人には飲酒を勧めない、また、自動車等を翌日運転する場合には深酒をさける。
- ・交通法規を遵守し、交通事故を起こさない（遭わない）ように気をつける。もし、事故を起こしてしまった場合には、冷静に判断し、適切な処置をとること。誠意ある行動をとるように心がけ、その後、速やかに管理職に報告する。

【4】 会計に関すること

- ・学校徴収金は、原則として収納日当日に金融機関に入金し、個人のロッカーや机の中に保管しない。金融機関への入金が困難である場合には、事務室金庫へ預ける。
- ・学校徴収金の経理においては、出納簿に整理すると共に、支出伺、納品書、請求書、領収書等の整理を適切に行う。
- ・年に4回（6月、10月、2月、3月）、関係帳簿・書類及び預金通帳について、管理職の点検を受ける。

【5】 校内の環境整備に関すること

- ・校内の物品を整理し、破損した箇所はすぐに修繕を行う等、校内の環境整備に努める。
- ・日々の清掃時以外にも、複数の担当者により、教室等の安全点検を定期的に行う。

【6】 校内外の相談・連絡体制に関すること

- ・教職員や生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・校外の相談窓口（茨城県 HP「青少年と保護者のための相談窓口一覧」）を案内する。
- ・生徒が安全・安心な生活が送れるように、警察や地域の機関等と連携を行う。

【7】 生徒・教職員の防犯意識の向上に関すること

- ・生徒が自分の身を守る力を身に付けることができるように、様々な機会を捉えて防犯教育を実施する。
- ・教職員に対し、「One IBARAKI」等を活用した研修を実施する。
- ・教職員は、年に1回「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して、自己点検を行う。